



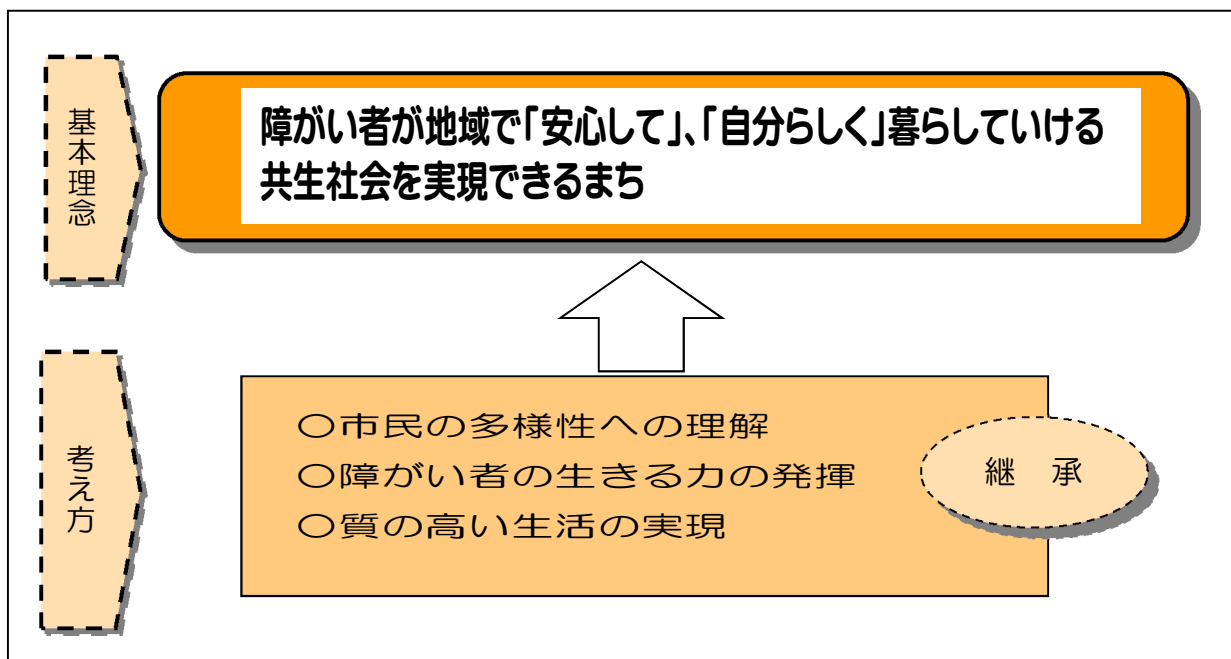
第4章 総論 基本的な考え方

第4章 総論 基本的な考え方

■ 4-1 計画の基本理念

基本理念について

糸満市第4次障がい者計画は、障がい者が地域生活を「安心して」、「自分らしく」暮らしていける共生社会を実現することを目指し、基本理念として『障がい者が地域で「安心して」、「自分らしく」暮らしていける共生社会を実現できるまち』を掲げ、計画を進めてまいります。





市民の多様性への理解

私達一人ひとり、姿形や性格等が様々です。それを個性として捉え、尊重します。そうした個性が集まって、家庭や地域社会を創っています。それが当然の社会として、認識し、理解していきます。そうした様々な個性が存在していることを前提に社会のしくみを形づくっています。

糸満市においても、市民の多様性を前提に社会のしくみをつくっていくことは、当然であり、それを改めて理解し、私達市民一人ひとりが意識していくことが重要です。



障がい者の生きる力の発揮

私達は、一人ひとりが社会で生きていくための力を備えています。自己選択、自己決定、自己責任のもとで主体性をもって暮らしています。また、一方で必要に応じて、支え合うことで社会生活を営んでいます。

糸満市で暮らし、障がいがあっても、主体性が尊重されるとともに、周囲の人達と互いに生きる喜びを分かち合いながら、支え合っていくことが大切であり、そのために、生きる力を存分に発揮していける社会を築くことが重要です。



質の高い生活の実現

私達は、一人ひとりがその人らしい生活を実現していけるよう、社会全体でそれを支えていくことを目指しています。一人ひとりの豊かで快適な生活が、人間性豊かな社会の実現に結びつきます。

糸満市内に生活の基盤を置きながら、障がいがあっても、学び、憩い、働くなど人生のあらゆる場面で、支障がなく、豊かに生活していくことができるようにすることが重要です。



■ 4－2 計画の基本目標

第4次計画での基本目標

1. 日々の暮らしの基盤の充実

障がい者が、日々の生活を快適に過ごすことができるよう、障がい者の暮らしと直結する相談・支援体制を整えるとともに、保健、医療、福祉サービスの充実を図っていきます。また、障がい者の権利擁護、虐待の防止など、人権が守られるように制度の推進を図るほか、保健、医療、福祉が連携した体制の整備に努めます。

2. 学び、働き、憩う環境の充実

障がい者が、意欲を持って学び、働き、楽しく余暇活動等に取り組むことができるように、障がい者、健常者を分け隔てることなく、それぞれの個性（障がい者の特性）に応じて、教育や就労等の支援を進めていきます。とりわけ就労については、経済的な自立生活の基盤となることから、一般雇用につながる就労支援及び関係機関との連携、職場の理解など、支援の強化に取り組みます。

3. バリアフリーなまちづくりの推進

障がい者が感じる社会への障壁（バリアー）を取り除き、共に生きる、人にやさしい社会を実現できるよう、道路や建築物等の空間のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの視点での取り組みを進めるとともに、市民の障がいについての理解、福祉学習等による差別や偏見のないまちづくりに努めていきます。また、地域に暮らす市民が相互に支え合う地域社会を作るほか、災害時の備え、災害時要援護者となる障がい者の対策について、市民、地域、企業、行政等が協働で取り組むことを推進します。





■ 4-3 施策分野について（考え方）

○これまでの本市計画の施策分野は、国の障害者基本計画の項目に基づきながら設定していた。今年度、国では第4次障害者基本計画を策定中で、施策分野案は示されている。本市第4次計画については、新しい国の施策分野に基づきながら、柱立てを再編していく。

施策分野の構成案について

【施策分野の見直しの考え方】

- ・国の第4次基本計画の施策分野を参考に
→構成順が市の現計画と大きく異なるので入れ替えて対応

＜第3次障がい者計画＞

- ①
 - 1-1 相談・情報提供、権利擁護
 - 1-2 保健・医療・福祉
 - 1-3 障害福祉サービス、在宅支援サービス
- ②
 - 2-1 教育、余暇活動
 - 2-2 就労支援
- ③
 - 3-1 バリアフリー、住まい
 - 3-2 福祉教育・ボランティア
 - 3-3 地域環境（防犯・防災、障害者の活動）



●第4次計画の施策分野構成案●

- ①
 - 1 生活支援・意思決定支援
 - 2 情報バリアフリー・意思疎通支援
 - 3 保健・医療
- ②
 - 4 教育
 - 5 雇用・就業、経済的自立支援
 - 6 文化芸術活動・スポーツ
- ③
 - 7 差別の解消・権利擁護・虐待防止
 - 8 安全・安心
 - 9 防災・防犯等

※「行政等における配慮」は2,7に加える

＜国の第4次基本計画の施策分野＞

- 1 安全・安心
- 2 情報アクセシビリティ・意思疎通支援
- 3 防災・防犯等
- 4 差別の解消・権利擁護・虐待防止
- 5 生活支援・意思決定支援
- 6 保健・医療@
- 7 行政等における配慮
- 8 雇用・就業、経済的自立支援
- 9 教育
- 10 文化芸術活動・スポーツ

※下波線は、市の施策分野に現在ない



■ 4-4 計画の施策体系



